

Cots多文化教室2024

日本の多文化事情2 インドシナ難民に関する 基礎知識

Cots代表理事 西村 明夫

1

■ インドシナ脱出の経緯

1. ボートピープル

- ① 脱出したのはどんな人々か
 - ・南ベトナム政府関係
 - ・共産主義化に生活不安
 - ・フランス語を話す会社経営者
- ② 脱出成功のプロセス
 - ・貨物船などに救助
 - ・その船の停泊先で一時的庇護



アジア福祉教育財団(2000)「財団と難民事業本部のあゆみとこれから」より

Copyright Cots

4

■ なぜインドシナ難民を取り上げるのか

- ① 居住地に地域的な片寄りあり
 - ・神奈川県大和市、横浜市泉区
 - ・姫路市、神戸市
- ② 日本の移民受け入れの歴史上「黒船」(田中)
 - ・日本語が不可で文化が異なる人々を受け入れた最初の経験
- ③ 様々な分野で様々な問題が発生し、対策が誕生
 - ⇒ 日本にとって多文化共生と移民政策構築の最初の経験

Copyright Cots

2

2. ランドピープル

- ① カンボジアからの脱出
 - ・ポルポト政権の虐殺や拷問(高学歴、文化人、伝統重視する人など)、強制移住(都市から農村へ)、強制労働、ベトナム軍との戦争による混乱などが要因
 - ・タイ国境の密林を徒歩で脱出
 - ・タイの難民キャンプへ
- ② ラオスからの脱出
 - ・資本主義政府の崩壊、王政廃止、共産主義化による圧制、生活困窮などが要因
 - ・メコン河を渡りタイの難民キャンプへ

Copyright Cots

5

■ インドシナ難民とは

- ① ベトナム:1975年ベトナム戦争終結(サイゴン陥落)、共産主義化による迫害、将来不安で脱出した人々
 - ② カンボジア:ポルポト政権の脅威や戦乱から脱出した人々
 - ③ ラオス:共産主義化による弾圧や将来不安から脱出した人々
- ⇒ 144万人が脱出、主に欧米へ
⇒ うち日本での定住を求めた人々、個人ごとに1件審査する「難民」とは異なる扱い

Copyright Cots

3

■ 日本の受け入れ状況

1. 一時滞在から定住受け入れへ

- ① 限定的な受け入れ
 - ・1975年～一時滞在のみ ⇒ 国際社会からの圧力
 - ・1978年閣議了解、最初500人枠、在留資格の付与(難民条約締結前、難民の存在なし)
 - ・1985年1万人枠
- ② 1988年限定枠の撤廃
 - ・ベトナム政府とはODP(合法出国計画)取り決めあり

Copyright Cots

6

2. 政府による受け入れ施策の状況 (p.77)

- ① 内閣にインドシナ難民対策連絡調整会議設置(1979年)
- ② 財団法人アジア福祉教育財団への業務委託(1979年)
 - ・同財団内に難民事業本部を設置
- ③ 定住促進センター2か所の開設(大和市と姫路市)
 - ・地主や地元住民の反対により場所の確保が難航
 - ・カトリック教会の関連用地に立地
 - ・大和定住促進センター開所(1980):地元自治会連合会と覚書署名、同連合会による「暖かく迎えよう」チラシの全戸配布

Copyright Cota 7

■ 退所後の生活安定をめぐる状況

1. 地域とすまい

- ① センター周辺地域
- ② 公的団地(既入居者とのあつれき)
 - ・自治会から要望書提出
- ③ コミュニティの形成、団体の設立
- ④ 公的団地近くの保育園、小中学校の戸惑い

2. 仕事

- ・医師、神父、工場労働者

Copyright Cota 10

■ 大和定住促進センターをめぐる状況

1. 入所者の状況

- ① 日本語がまったく不可
- ② 文化のちがひ、気候風土のちがひ
- ③ 持ち物ほぼなし、トラウマあり

2. センターでの定住支援策

- ① 日本語教育:3か月(のちに4か月572時間)
- ② 社会生活適応指導:日本の制度、習慣の学習
- ③ 職業あっせん、退所(計6か月)、就職、相談員の配置

Copyright Cota 8

■ 支援策

1. 神奈川県

- ① 県営住宅の入居要件の緩和(通常6か月居住→即OK)
- ② 県施設でのインドシナ難民相談窓口の開設協力
- ③ 外国籍県民かながわ会議への当事者委員の就任

2. 地域の取り組み

- ① インドシナ難民定住援助協会と各地区日本語教室
- ② ソナの会
- ③ 医師の協力:出産、精神疾患、通訳受け入れ

Copyright Cota 11

3. 問題の発生

- ① 入所中の乱闘事件
 - ・ベトナム人対ラオス人:入所ストレス、本国関係
 - ・ベトナム人は姫路に集中化
- ② 退所後の殺人事件
 - ・養母殺人事件:刑に服し出所後、在留資格取消、自殺
 - ・妻子殺人事件:精神疾患で通院していた難民

Copyright Cota 9

■ プラスアルファとして

- ⇒ 一部の地域に集住し全国的関心が薄れつつあり
- ⇒ 大使館に頼れない
- [例]パスポート発給が困難、独身証明が困難
- ⇒ 低賃金労働への従事
- ⇒ 孤立、トラウマのリスク:コミュニティ団体の意義
- ⇒ 長老や僧侶を敬う文化、民族文化の保持努力
- ⇒ ベトナム人難民と難民以外のベトナム人との微妙な関係
- ⇒ 日本国籍の取得が顕著

Copyright Cota 12

【文献】

- ・田中(2008)『在日外国人』岩波新書
- ・寺本(2001)「大和定住促進センターの開設から安定期へ」『大和市研究』大和市役所総務部総務課編
- ・武永(2001)『それでも日本人になった理由』ポプラ社
- ・久郷(2001)『色のない空』春秋社